

委員に占める女性の割合が 40%未満の審議会等に係る

要因と目標達成に向けた今後の方策 (2022.3.31)

(参考)

第5次男女共同参画基本計画※における委員に占める女性の割合の成果目標及び調査結果

項 目	調査結果 [2022年3月31日現在]	(前回)調査結果 [2021年9月30日現在]	成果目標※ (期限)
国の審議会等委員に占める女性の割合	42.5%	42.3%	40%以上、60%以下 (2025年)

※令和2年12月25日閣議決定

府省庁	審議会等名	改選等の有無	委員に占める女性の割合 (%)	要因	目標達成に向けた具体的方策
内閣府 (5)	宇宙政策委員会		33.3%	宇宙開発利用に関する政策に関する重要事項等を審議するためには、宇宙開発・利用及び関連分野に知見を有する者を委員にすることが必要であるが、これら分野においては女性の学識経験者等が少ないため。	今後は、関連分野における女性の学識経験者等をより積極的に委員に任命する。 そのため、例えば、女性の学識経験者については経験年数等が相対的に少ない場合も任命するなどの工夫を行う。
	障害者政策委員会		33.3%	今回の人選に当たっては、関係団体に対し積極的な女性候補推薦を依頼する等の取組を行ったものの、 ・団体側において、性別に配慮しつつも、その知識経験等から最も適切に団体の見解等を代表して述べることができる者を候補として検討したこと ・障害者施策を審議する委員会として、委員選定に当たっては障害種別にも配慮しながら障害当事者等に参画いただく等の委員人選上の制約があること 等の理由から、40%以上に達しない結果となった。	次回の人選にあたって、委員に占める女性委員の割合が上昇するよう、引き続き団体への依頼等に努めてまいりたい。

	原子力委員会		33.3%	原子力委員会設置法第3条において「委員会は、委員長及び委員二人をもって組織する。」と定められていることから、女性委員1名の場合は、委員に占める女性の割合が33.3%となる。	女性の割合が40%に達しない理由は左記のとおりであり、委員定数の増加には法律改正等が必要となる。 委員の選任に際しては、引き続き、性別のバランスに配慮する。
	地方制度調査会	○	30.0%	地方制度調査会は、学識経験者18名と、国会議員6名、地方公共団体の議会の議員3名、地方公共団体の長3名により構成されており、前者については女性委員の割合が50%（18名中9名）に達しているが、後者が全員男性となったため、結果として40%に達しない結果となっている。	団体推薦の委員については、引き続き、政府方針を伝えつつ、積極的に女性の委員候補者を推薦いただくよう格段の協力を要請する。なお、今回の改選時には衆議院事務局及び参議院事務局に対し、衆議院議員及び参議院からの審議会等の委員等への指名に際して、目標達成に向けた協力の要請を行っている。
	沖縄振興審議会		35.0%	沖縄振興審議会は、学識経験者14名と、沖縄県知事を始めとする首長等6名により構成されており、前者については女性委員の割合が50%（14名中7名）に達しているが、後者については充て職（又は事実上の充て職）により全員が男性となったため、結果として40%に達しない結果となっている。	次回の人選に当たっては、女性の学識経験者を一層積極的に委員に任命するよう努める。
金融庁 (1)	証券取引等監視委員会		33.3%	金融庁設置法第10条において「委員会は、委員長及び委員二人をもって組織する。」と定められていることから、女性委員1名の場合は、委員に占める女性の割合が33.3%となる。	女性の割合が40%に達しない理由は左記のとおりであり、委員定数の増加には法律改正等が必要となる。 委員の選任に際しては、引き続き、性別のバランスに配慮する。

総務省 (1)	総務省国立 研究開発 法人審議会		33.3%	情報通信分野又は宇宙航空分野に関する学識経験のある者を委員候補としているところ、該当する女性候補者が少なく、結果として目標を達成できなかったもの。	次回以降の委員改選では、情報通信分野又は宇宙航空分野に関する学識経験者の人選について、産学官の横のつながりから候補者情報を得るなどして、女性候補者を確保できるよう努めることとする。
法務省 (2)	法制審議会	○	35.0%	法制審議会令において、「委員は、学識経験のある者のうちから、法務大臣が任命する」と規定されているが、女性の法律専門家がそもそも少ないのが現状であるため。	引き続き、性別のバランスに配慮するとともに、団体推薦による委員について、各団体等に対して、団体からの推薦に当たって協力を要請するなどにより女性委員の登用に努める。
	検察官適格 審査会	○	9.1%	検察官適格審査会の委員については、検察庁法及び検察官適格審査会令（昭和23年政令第292号）において、国会議員6名（衆4名・参2名）、最高裁判所判事1名、日本弁護士連合会の会長、日本学士院会員1名及び司法制度に関し学識経験を有する者2名と規定されている。 このうち、国会議員の委員については両議院においてそれぞれ選出する、最高裁判所判事及び日本学士院会員の委員についてはそれぞれ最高裁判所判事、日本学士院会員の互選によると規定されている上、当省において選任する学識経験者の委員についてもその選出時において女性の適任者がおらず、40%に満たなかったもの。	成果目標にも留意しつつ、引き続き適正に委員の選任を行う。

厚生 労働省 (3)	医薬品等 行政評価・ 監視委員会		22.2%	委員の選考は、外部の有識者からなる選考委員会を設置し、関連学会・団体等からの候補者の推薦を受けた上で、具体的な委員の選考等を行った。 関連学会・団体等への推薦依頼や選考委員会での委員候補の選任にあたっては、政府方針を明示し、女性の候補者選定に配慮することとしているが、第三者組織として医薬品行政を監視する目的と特性を達成する上で、委員候補の経験や専門性、利益相反の有無についても熟慮する必要があったため。	今後の委員の選定方法は本委員会において決定するが、今回と同様の方法で選定する場合は、選考委員会に対して政府方針等について引き続き十分に説明し、それを念頭に置いた選考を依頼するとともに、関係学会・団体等に対しても女性の候補者も推薦していただくよう求めている。 団体推薦によらない選定となった場合は、選考委員会と相談の上候補者選定に係る調整を早めに行う。
	中央最低 賃金審議会	○	33.3%	令和3年5月、使用者代表委員（女性委員）1名の交代、令和4年2月、労働者代表委員（女性委員）1名の交代により、女性委員割合40%を満たさなくなった。 (44.4%→38.9%→33.3%)	労働者代表委員及び使用者代表委員は、労使団体からの推薦に基づくものであることから、労使団体に対して、女性候補者を推薦いただくよう協力を求めるとともに、公益委員については、積極的に女性の登用を図るよう、候補者選定を早期から開始し、全体として女性委員割合40%の目標達成に向け取り組んで参りたい。
	中央社会 保険医療 協議会	○	20.0%	本協議会は、医療保険における支払側委員と診療側委員とが保険契約の両当事者として協議し、公益委員がこの両者を調整するという三者構成となっているが、その委員（公益委員を除く）については、支払側と診療側それぞれの関係団体からの推薦に基づいて任命している。関係団体へは政府方	関係団体へ政府方針を伝え、積極的に女性の委員候補者を推薦していただくよう求めるとともに、現在女性の委員を選出している関係団体へは、引き続き女性委員を推薦していただくよう求めている。また、公益委員の任命に当たっては積極的に女性の登用を図るため、早めの調整を行っている。

				針を伝え、女性の委員の推薦を求めているが、関係団体での委員候補の女性比率が低いことも要因と考えている。	
経済産業省 (2)	中央鉱山保安協議会		14.3%	中央鉱山保安協議会委員は、鉱山保安法において、学識経験者及び鉱業権者を代表する者、鉱山労働者を代表する者からそれぞれ同数（5名ずつ）を任命すると規定されているが、鉱業権者を代表する者及び鉱山労働者を代表する者に女性が少ないという特殊な状況にあることから、女性委員比率が低くなっている。	現在、学識経験者5名中2名が女性委員となっているが、さらに1名の女性委員を追加して3名を女性委員とする。追加の1名については、6月開催の中央鉱山保安協議会に向けて委員委嘱手続きを開始しているところ。
	産業構造審議会		38.9%	部会の閉会によって女性委員1名が退任し、一時的に女性割合が下がったため。	退任した女性委員の後任として新たな女性委員を任命し、女性割合を向上させる予定。
国土交通省 (2)	国土審議会	○	36.7%	職務指定により衆議院及び参議院から指名され任命している委員10名のうち、女性が1名となっているため。 国会議員を除いた有識者等の委員については、20名のうち女性が10名（50.0%）となっている。	今後の改選のタイミングにおいて、女性有識者の積極的な登用を行うとともに、衆議院及び参議院に対し、女性委員の指名について、配慮の申し入れを行うなど、女性比率の向上を図る。
	国土開発幹線自動車道建設会議	○	10.0%	職務指定により衆議院及び参議院から指名され任命している委員10名のうち、女性が1人となっているため。	衆議院及び参議院に対し、女性委員の指名について、配慮の申し入れを行うなど、女性比率の向上を図る。

環境省 (4)	臨時水俣病 認定審査会		12.5%	臨時水俣病認定審査会については、「水俣病に係る医学に関し高度の学識と豊富な経験を有する者」を任命することとしており、関係自治体の認定審査会における審査実績を踏まえて任命しているところ、こうした条件を満たす女性有識者が現時点においていないため。	近年、関係自治体の認定審査会においても徐々に女性委員・専門委員が増加してきており、今後、当該有識者の、各審査会における審査実績等も踏まえて、女性委員を追加する方針。
	原子炉安全 専門審査会		37.5%	原子炉安全専門審査会の審査委員は、原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議するため、透明性・中立性を確保した上で、原子炉や放射線等の分野から学識経験のある者を選定することとしているが、こうした条件を満たす者が男女を問わず少ないため。	要因に記載のとおり状況の中、引き続き、女性比率を向上できるよう、適任者の調査等の努力を続けていく。
	核燃料安全 専門審査会		31.6%	核燃料安全専門審査会の審査委員は、核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議するため、透明性・中立性を確保した上で、核燃料物質や放射性廃棄物等の分野から学識経験のある者を選定することとしているが、こうした条件を満たす者が男女を問わず少ないため。	要因に記載のとおり状況の中、引き続き、女性比率を向上できるよう、適任者の調査等の努力を続けていく。
	原子力規制 庁国立研究 開発法人 審議会		16.7%	国立研究開発法人審議会については、「原子力規制に関する学識経験を有する者」を任命することとしており、必要な学識経験を有している女性が少ないため。	委員の改選等を行う際に、必要な学識経験を有する女性がいるか、十分な調査を行う。

防衛省 (1)	防衛人事審 議会		25%	<p>防衛人事審議会は、防衛省組織令第51条に掲げる事務を掌るため、防衛人事審議会令の規定に基づき、学識経験のある者で構成された審議会である。</p> <p>同審議会の所掌事務は、専門性を有するとともに、公正かつ均衡を図る観点から、法曹界、学界、報道界、官界、経済界の学識経験者の中から任命している。委員選定にあたっては、当該学識経験者の御理解や御都合にもよることから、結果的に女性委員登用の成果目標に至っていないものである。</p>	<p>委員の改選又は補充を実施する際に現委員や各界の関係団体に女性の学識経験者の紹介を特段に依頼する。また、内閣府の女性リーダー人材バンクを活用し、女性の学識経験者に積極的に打診する。</p>
------------	-------------	--	-----	---	--

(注) ○印は改選有(新規含む)